

## 緑化重点地区に関する検討について

---

# 緑化重点地区について

■ 前回（第10回）審議会でのご意見を踏まえ、今回（第11回）は「**新大阪地区**」及び「**夢洲・咲洲・舞洲地区**」の緑化等の方針（案）を確定させる

## 前回審議会での主なご意見

## 対応方針

### ① 「緑化等の方針（案）」への反映等が必要なご意見

実現に向けた方策  
（玉川委員、豊島委員）

- ・淀川とつながるみどりのネットワークについて、現況から見るとハードルが高いと感じる。実現するための方策として、現実的な計画を作っていくことが重要である。
- ・夢洲・咲洲・舞洲について、具体的な実現方法がわからないところがある。

各個別方針に基づく  
取組イメージを資料  
3-3、3-5に整理

### ② 今後の緑化重点地区に関するご意見

緑化重点地区の指定  
（赤澤委員）

- ・行政の緑化のみを対象とするのであれば、行政として取り組む地区のみを指定すればよいが、近年は民間も含めてどこが緑化されていくか分からない。
- ・民間の方の緑化の取り組みを支援するという観点からも、市域全体を重点地区にすることを提案したい。

地区計画による緑化義務  
（赤澤委員、加我会長）

- ・条例を作れば地区計画として緑化義務を定めることができる。新大阪地区について、淀川とみどりをつなげていく上ではそのような観点も必要。

特別緑地保全地区  
（赤澤委員）

- ・特別緑地保全地区については社寺・仏閣の緑も指定でき、緑地保全事業、グリーンインフラ事業などの交付金とも関わりがある。本当に大事な場所を守るためにも特別緑地保全地区の指定についても考えていただきたい。

各種制度の目的・特性を踏まえながら、基本計画の改定の中で、本市の施策としてより有効な手法の検討を進める